

ヘルパーステーションさくらんぼ訪問型サービス重要事項説明書

令和6年6月1日

当事業所は、利用者に対して訪問型サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業所の概要

事業所名	ヘルパーステーションさくらんぼ
事業所の所在地	群馬県利根郡みなかみ町真庭 377-5
電話番号	0278-62-2580
代表者名	理事長 櫻井 明 管理者 後藤 京子
法人種類	医療法人

2. 事業の目的と運営方針

要支援状態にある利用者等が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、サービスを提供することを目的とします。また、事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健、医療、福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

3. 要望及び苦情等の相談

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

担当窓口

電話番号 0278-62-2580 管理者 後藤 京子

対応時間 8時30分から17時30分

行政期間苦情受付先

「みなかみ町役場」

所在地 群馬県利根郡みなかみ町後閑 318

電話番号 0278-62-2111

「沼田市役所」

所在地 群馬県沼田市西倉内町 780

電話番号 0278-23-2111

「渋川市役所」

所在地 群馬県渋川市石原 80

電話番号 0279-22-2111

「片品村役場」

所在地 群馬県片品村大字鎌田 3967-3 「川場村役場」	電話番号 0278-58-2111
所在地 群馬県川場村大字谷地 2390-2 「昭和村役場」	電話番号 0278-52-2111
所在地 群馬県昭和村大字糸井 388 「中之条町役場」	電話番号 0278-52-2111
所在地 群馬県中之条町大字中之条町 1091 「長野原町役場」	電話番号 0279-75-2111
所在地 群馬県長野原町大字長野原 66-3 「嬬恋村役場」	電話番号 0279-82-2244
所在地 群馬県嬬恋村大字大前 110 「草津町役場」	電話番号 0279-96-0511
所在地 群馬県草津町大字草津 28 「高山村役場」	電話番号 0279-88-0001
所在地 群馬県高山村大字中山 2856-1 「東吾妻町役場」	電話番号 0279-63-2111
所在地 群馬県東吾妻町原町 594-3 「群馬県国民健康保険団体連合会」	電話番号 0279-68-2111
所在地 群馬県前橋市元総社町 335-8	電話番号 027-290-1323

4. 事業所の職員体制

管理者	1 名
訪問事業責任者	1 名以上
訪問介護員等	2.5 名以上

5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日
営業時間	午前 7 時 30 分から午後 7 時まで
ただし、利用申込の相談等の窓口受付日及び窓口受付時間は次のとおりです。	
窓口受付日	月曜日から土曜日
窓口受付時間	午前 8 時 30 分から午後 17 時 30 分まで

6. サービス内容

(1) 訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事等、日常生活上の世話をを行います。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助等
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理等

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ・医療行為
- ・利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ・利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ・利用者の同居家族に対するサービス提供
- ・利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除等)
- ・利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ・身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ・その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

7. 利用料等の額

(1) 訪問型サービス利用料(1割負担の場合)

サービス内容略称	サービスの内容	利用料
訪問型独自サービス	週 1 回程度の訪問	1,176 円/月
	週 2 回程度の訪問	2,349 円/月
	週 3 回程度の訪問	3,727 円/月
	身体介護	287 円/回
	生活援助 20 分以上 45 分未満	179 円/回
	生活援助 45 分以上	220 円/回
訪問型独自短時間サービス	身体介護 20 分未満の訪問	163 円/回

加算	内容	金額
同一建物減算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合Ⅰ、事業所と同一建物の利用者 50 人以上にサービスを行う場合Ⅱ、正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が 100 分の 90 以上の場合Ⅲ	Ⅰ -10%/月 Ⅱ -15%/月 Ⅲ -12%/月
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合	200 円/回
生活機能向上連携	指定訪問リハビリテーション事業所又は指定	100 円/月

加算Ⅰ・Ⅱ	通所リハビリテーション事業所の理学療法士等がリハビリテーションの一環として当該利用者の居宅を訪問する際に、当事業所サービス提供責任者が同行する等により、利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を理学療法士等と連携して作成し、それに基づく訪問介護を行った場合	200 円/月
処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合、所定単数に各割合を乗じた数を加算	Ⅰ 24.5%/月 Ⅱ 22.4%/月 Ⅲ 18.2%/月 Ⅳ 14.5%/月

※サービスご利用時は負担割合に応じた自己負担額をお支払いいただきます。

※(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

(2) その他の料金

・交通費については通常の事業の実施地域を越えた所から、片道 1 km ごとに 50 円いただきます。

・訪問の際、サービス提供するために使用する電気、ガス、水道等の費用はご利用者の負担とします。

8. 緊急時の対応

(1) 病状急変時の対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

(2) 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 損害賠償責任

事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

10. 合鍵の管理及び紛失時の対処方法

サービスの提供に当たり利用者からあらかじめ合鍵を預かる場合には、厳重に管理し、従業員が持ち出す必要が生じた場合は管理者の許可を得て持ち出しを行います。万が一、利用者

から預かった合鍵を紛失した場合には、利用者宅の鍵の交換等の措置を速やかに行います。

11. 虐待防止

(1) 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるよう努めます。

(2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. サービス利用の中止、終了

(1) 利用者の都合でサービスを中止、終了する場合

・利用者の都合でサービスを中止、終了する場合には、希望日の7日前までに事業所に申し出てください。

(2) 事業所の都合でサービスを中止、終了する場合

・人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を中止、終了させていただく場合がございます。

(3) 双方の通知等がなくても、自動的にサービスが中止、終了となる場合

・利用者が介護保険施設に入所した場合。
・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。

(4) その他

・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・利用者がサービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず支払わない場合、または利用者やご家族等がサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

13. 担当する訪問介護員等の変更

利用者のご事情により、担当する訪問介護員等の変更を希望される場合は、ご相談ください。変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制等により、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

14. サービスの第三者評価の実施状況

当事業所は、事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っていません。

上記内容について、説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者 氏名 _____ 印

上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____ ○

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____ ○

氏名 _____ 印

(関係 : _____)